

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 田 中 利 明

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (44205)
地域名 (地域内農業集落名)	青山1地区 (谷川・山口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月22日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<現状>

青山地区南部の山間部にある集落で耕作面積は30ha程あり、水田を主とした農業が行われている。
地域内の担い手と外部からの担い手(個人2名、法人1者)を中心に耕作が行われている。

<課題>

【共通】

農地周辺の草刈り等、維持管理への人材が不足。
近年の物価高騰により水稲は経費が以前に増して掛かるため専業で継続するのが困難。

【谷川地区】

- ・後継者不在により現状のままでは10年後には耕作放棄地が増加する見込み。
- ・機械の維持管理が困難。使用できなくなれば耕作を続けられない。
- ・ポンプによる水上げを行っているが、壊れた場合は修繕してまで続けられるか分からない。

【山口地区】

- ・水路の補修が必要。補修できなければ10年後まで継続するのは難しい農地がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の担い手で継続することを目標とし、耕作が困難となった農地については法人や今後農業を継いでいく後継者に集積し地域農業の維持を図っていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者や地域内に参入している法人への農地の集積・集約化を推進する。 地域内の担い手への集積が難しい場合は外部の担い手へ集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手がいなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
現段階では事業の活用を考えていないが、集積が進んできた場合は基盤整備事業等を活用し、生産効率の向上を図っていくことも検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
自治会や法人、担い手等と協力し地域の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①について

鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、防護柵や電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。

⑦・⑧について

地域の担い手と協力し、農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。また、老朽化する水路等については行政の補助等を活用し、維持管理に努める。